

青森県報

号外第八号

令和元年
五月十六日
(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

○青森県知事選挙の期日……………	(事 務 局) ……
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………	(同) ……一
○青森県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………	(同) ……二
○青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数……………	(同) ……二
○青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……二
○青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……二
○青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………	(同) ……三
○青森県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………	(同) ……三
○青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所……………	(同) ……三
○青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、青森県知事の選挙を次のとおり行うので、同条第五項の規定により告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

選挙期日 令和元年六月二日

青森県選挙管理委員会告示第二号

令和元年五月十五日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、二〇八

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二三八、八〇〇人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区 六、七四九人
西津軽郡選挙区 五、四七八人
南津軽郡選挙区 六、五六一人
北津軽郡選挙区 七、七三一人
上北郡選挙区 二七、八八一人
三戸郡選挙区 一九、六七八人
青森市選挙区 八一、二七一人
弘前市選挙区 四九、六九三人
八戸市選挙区 六五、〇八六八
黒石市選挙区 九、六四一人
五所川原市選挙区 一九、二一三人
十和田市選挙区 一七、五六六八
三沢市選挙区 一一、〇〇二人
むつ市選挙区 二一、一九二人
つがる市選挙区 九、四七〇人
平川市選挙区 一一、九二五人

青森県選挙管理委員会告示第三号

令和元年六月二日執行の青森県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

選挙長		選挙長職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
柿崎 光顯	弘前市大字桜ヶ丘四丁目三の一一	新岡 千覚	北津軽郡中泊町大字福浦字浦島四七

青森県選挙管理委員会告示第四号

令和元年六月二日執行の青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画の数を次のとおり定めたので告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会告示第五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う令和元年六月二日執行の青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたので告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和元年五月十六日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第八項の規定により、令和元

年六月二日執行の青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の順序を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたので告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和元年五月十六日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第七号

令和元年六月二日執行の青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

一 場所 青森市長島一丁目の一 県庁舎議会議棟三階

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和元年六月四日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第八号

令和元年六月二日執行の青森県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

制限額 三一、九七二、八〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第九号

令和元年六月二日執行の青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和元年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一

ただし、令和元年五月十六日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地
青森県庁南棟四階A会議室	青森市長島一丁目の一

青森県知事選挙選挙長告示第一号

令和元年六月二日執行の青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和元年五月十六日

青森県知事選挙選挙長 柿崎光顯

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和元年五月三十日 午後五時十分

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚三付十五円四十四銭